



参りました関係上、店の配置等は必ずしも商業銀行の店の配置に適合いたし

ているとは申しがたい。これらの点につきましては十分に考慮をいたしまして、この転換にあたつて、大都市商業

銀行としての勧業銀行が、営業上財産上におきましても、また資金量におきましても成り立つて参りますよう、十分配慮をいたして参らなければならぬ、かように考えております。その点におきましても、今具体的にお示しのよう、東京に本店を持つてある大銀行の東京における店の数、あるいは大阪に本店を持つております大銀行の東

京における店の数、少くともその程度のものは必要ではないかといふお話をあります。が、今後銀行が商業銀行となりましたあかつきにおきまして、発展して参るに応じまして、店の配置につきましては十分考慮いたして参りたい

と思います。しかし今有田先生からお示しのよろ、大阪における第一銀行の店の数、あるいは東京における三和銀行の店の数等と比較して、絶対数に

おいてこれよりも多くするということを行つて参ることは、必ずしも私は必要ではないと考えるのであります。遠次大銀行、大都市銀行としての体裁及びそれにふさわしいよろ店舗の配置を、だん／＼整えて行くといふことは、これはどうしてもや

すしも今の状態をそのまま預金銀行として比較するということは、適当なことを行つて参ることは、必ずしも私は必要ではないと考えるのであります。遠次大銀行、大都市銀行としての店舗の配置につきま

しては、大飯とか東京といふような大都市に集中をいたして参りますことが、趣旨の点は十分含んで善處いたしたいと考えますが、今ただちに一挙にそ

へ持つて行くということは、いろ／＼準備の都合もございましようし、必ずしもその必要はないと考えてゐるのであります。行く／＼はそらいうライ

ンでこの問題の解決をいたしたいと考えておきまます。第一銀行の東京における支店の数は三十一であります。大阪における支店の数は五十二であります。三和銀行の東京における支店の数はこれもお示しあり得て、同じ大銀行におきましても、やはりそこにはおのずからニユアンスがありますように二十四、大阪における支店の数は五十二、こうすることに相違ありません。大蔵大臣にこの点をつき、また大蔵委員会においてもこの点を私は大蔵大臣

案といらものが出て来たのは、まことにけつこうなことがあります。長期信用銀行法案の通ることを、われ／＼は大いに歓迎するのですが、一方に商業銀行を好んでおらない勧銀のことが一つあるわけです。この銀行が将来においてやつて行けるという見通し

がつかなければ、この法案を通すこと

はできぬのです。それは当然のこと

であります。ですからそれに対するあなたの方、少くとも最低以上のところに目を通してやることは、私は当然の義務であたりますことだと思

う。これが両方とも大阪、東京に

上げたのは、三和銀行が大阪では支店が五十二あつて東京に二十四ある。

第一が東京で三十一あつて大阪が十二

である。これは両方とも大阪、東京に

上げたのは、三和銀行が大阪では支

店が五十二あつて東京に二十四ある。

第一が東京で三十一あつて大阪が十二

である。これは両方とも大阪、東京に

上げた

商業銀行に転換いたすといふうなことは、御指摘通りであります。私どもも行政上許された権限の範囲内において、極力商業銀行として成り立つて行なうべきようにして参りたいと思うのであります。しかし有田先生のお言葉に返すよりでありますから、店舗の問題は、必ずしも都市、特に東京とか大阪の大都市の、他の銀行の店舗よりもどうしても多くなければならない、最低線は必ず持たなければならぬということには、私は必ずしもならぬと思います。先ほどちよつと言葉が足りないようでしたら、申し上げましたように、銀行の店舗は、御承知のように第一銀行は今全国で八十七の店舗を持つております。三和銀行は非常に多いのでありますが、百八十七というふうになつておられます。勧業銀行は現在百五店舗を持つておりますが、第一銀行に比較いたしますれば、店舗の数は多いわけではあります。これは先ほどちよつと申し上げましたように、おののくその銀行の性質からいしまして、大都市に非常に集約的に店舗を配置いたしておりますのと、比較的地方の都市に分散いたしておりますのとが、同じ大都市銀行においててもあるわけでありまして、これらの点も十分考えてやらなければならぬ。必ずしも東京と大阪の店舗の数だけを抑えるわけにも参りませぬので、日本全体としての店舗の数をまず頭に置きながら、その中で東京と大阪にどの程度のウエートを置いて行くか、これは各銀行によつてみな違う

わけであります。既存の商業銀行、ブロバーの商業銀行、大都市銀行におきましても、おの／＼東京、大阪とその他の地域における店舗の数のウエートといふものは、それ／＼違つて来ておるわけであります。これはやはり同じで、大都市銀行でありますても、その特色を生かして行くことが考えられなければならぬ。しかし、いずれにいたしましても、勧業銀行がかりに商業銀行が行に転換いたしました場合には、今の店舗数では支障を来す、少くとも十分でないということは、これは有田さんのおつしやる通りだと思います。特にその点で一番大きい問題は、やはり東京とか大阪の大都市における店舗の配置が、やや手薄であるということも私には同感であります。しかし、具体的にその点で店舗の数を幾らにするかといふ点につきましては、今にわからにここまでから御説明を申し上げることは、なかなかむずかしいであります。御趣旨の問題であろうと思います。重ねて申しますが、勧業銀行としてこれがどうふうな考え方で後は進めて参りたいと思ひますけれども、問題は程度の問題であります。重ねて申しますが、商業銀行になりました場合には、日本全体における店舗の数もやや不足であります。それから特にこの中でも、東京、大阪については店舗の数が不足で、たしておる。従つて今後商業銀行のベースになりました場合には、できるだけその点に十分なる考慮を払いまして充実をはかつて参りたい、かよう考えている次第であります。

やないかと思うのですが、どんなものでしよう。

○河野(通)政府委員 東京に本店を持つておりまする銀行の、東京における一だから三十一以上にしなければならぬという意見ならば、あなたのお話を私は納得できる。しかも第一の支店が八十七よりないということは、帝国銀行と第一が近くわかれたということにも原因して、地方の方に少い。勧業銀行は御存じの通り各県庁の所在地には、勧業債券の発行その他の点で多かつたのかもせませんけれども、とにかく全部ある。東京に店舗の一番少い第一銀行の三十一よりも多くしろ、少くともこの線までは持つて行かなればならぬという意見ならば、私はあなたのお話は納得できると思う。しかしこの申し上げているのは、大阪に本店があり、店舗が五十二あつて、東京に支店が二十四ある三和銀行の線と、第一銀行の三十一の店との間ににおいて、支店の設置が許可されるべきものである、こう私は考えるのです。これは無理を言つているのではない。当然長期信用銀行法案が通つたあととの問題について、大体支店のあり方について私たちが聞くのはこれがあたりまえのことだ。それからまた大阪においても、第一銀行が十二であれば、その十二を前後したところのものを勧業銀行に持たせるということは、これは無理な話じやないと思います。もう一べん銀行局長の御答弁を伺いたい。

くわかるのでありますか、具体的に店舗の数を、必ず東京においては少くとも二十四、三十一の間、大阪においては第一の十二以上というふうに、數としてはつきりここで約束を命ぜられておるが、私としては実は御答弁が申しあげましたように、東京、大阪の勧業銀行の店舗の数は少い。現状においてはこれが商業銀行アーバーの形になつた場合には少い。従つてこれは商業銀行として、しかも大都市の商業銀行として成り立つて行くように、店舗の配置については十分考える。ただ具体的に、それでは幾つの店舗を認めるか、こういうふうな点につきましては、ただいまとしてまだ十分なるお答えができるない。非常に申し訳ないのであります、お許しをいただきたいと思うのであります。

商業銀行としてあすから出発せいといつてやらせるのですから、アンバランスだからいけないという支店をきめる以上は、あと商業銀行としてやり得る最低の線——ですから第一銀行が三十一だから三十一以上にしろという私の意見と同じなら、あなたの御答弁も私は当たると思う。あなたはなるべく行政の権限に、立法府がくちばしを入れてもらつては困るというお考えだらう。かような考え方を持つてるので、必ずしますという御答弁は必要ない。私の申し上げる第一の三十一とそれから三和の二十四との中間のこところで、何とか考えてもらいたいということが一点と、それから大阪における第一の十二という数が出ておるから、これと前後したところで十分な御考慮をしてやつてもらいたいという私の希望に対して、十分御趣旨に沿うように最善の努力をいたしたいという御答弁を得れば、私はこれで了承したい。銀行局長のさらに御答弁を求めます。

案の配付を受けたとき感じましたことから、少しお尋ねしてみたいと思います。長期信用銀行法というものは、他の法令に比べて、相互銀行などは十九條が二十條くらいしかないのですが、これは二十二條ばかりあるのです。普通銀行は三十何條、こうあります。いうことでありますて、内容の是非善悪はしばらく別といたしまして、この法律に基づくことは、大きな面で大部分といつてもいくらいが、行政運用というか行政指置にゆだねられるところの法律だという感じがいたしました。そのものの、法律そのものの解釈よりも、むしろどうしてやつて行くのだと、いうことの方に重点があるがごとき感じを、初印象として持つたわけです。あまりあつさりした長期信用銀行法で、もつと丁寧に法律に書きそらしたものだ、こういうふうな感じがしたのです。しかしながらその後審議を続けて参りますと、一応この觀念は薄らいで参った。ところがだだいま有田委員の質問等を伺つておりますと、なかなかむずかしい法律だ。やはりどの法律もそうでありますよう。いずれ政令なり省令なりといふもので補足しまして、運用をなさるということはこれは必然であります。しかしほんとうの精神はなるべく委任立法的なものはやめまして、法律の上に明文を表わしたいというようなことは、究竟までひとえ方であろうと思います。そうしますと、すべてどういう取扱いをするのかとかというようなことは、究極までひどいのが、現在の立法院としての考案はできない。(「その通り」)そういうこ

忘れておりましたことが、有田委員の質疑応答の中におきまして、また私の頭の中に芽ばえて参つたのであります。もしこれを単純に通過成立せしめられた場合において、われ／＼がひそかに期待しておりますましたような方向とは違つた運用をされたと仮定いたしますならば、われ／＼の譲渡というものは、あるいは国民あるいは世間の期待にそむくのではなくからうかといふ心配が濃厚になつて参つた。支店設置の問題等はまつたくこれは技術的なものであり、しかもその土地の実情及び全体の金融機構といいますか、金融構造といった方が当るかもしれないが、そういうものから大乗的に大蔵省が考えるべきものでありまして、算術的な数字をもつて云々すべきではなかろうとは存じますが、しかしある程度のものを認めて行くこと——相当のものは、どうせやるならやらなければならぬい。もしされに不適格なものなり、あるいは不適当、行き過ぎというものは、あるいは金融行政の上に無用な摩擦を生ずる、いわゆる自由競争の弊害といふものが助長されるのだというために、これを押えなければならないといふ特殊事情が出て来た場合は別であります、通常の觀念においてはこの程度は認めて行く方針であるというようなことは、むろんつきり言われた方が私は感じとして非常によいのであります。しかしこれは有田委員の質問でありますから、私がかつてそれを取上げて結論を得ようとはいたさないのであります、そこで運用という面を考慮してみますと、なか／＼問題があります。昨日の参考人の意見によります。

ましても、実施期日を明年の四月一日以後にしてもらつたら妥当である、さもなければ、全般的に法の精神はよいが、時期尚早である、こういうような言い方があるようであります。尙早といふ意味はどういう含みをもつておつしやるのかと、私は参考人に反問いたしましたが、さつぱりそれに該当する答えが実はなかつたのであります。あくまで参考意見でありますから、穿鑿しませんに詰める必要はありませんから、それでとどめておきましたが、一體銀行局としてどう考えておるか。私どもが尙早であるということを緩和してやる場合には、さしあたつては対象が勧業銀行と北拓であります。こういふものは預金銀行として存続するのだということは、参考人がはつきりと申し述べておきました。しかしながら一面においては長期信用銀行にも協力を惜しまない、こういう言葉を言つておられます。その協力というのには何か必ずから設立するといふ準備があるといふ意味が、あるいは他にできたもの、複数を認めるということになると思いますが、他に設立されることも考えられる。それに何かひとつ参加でもしようといふか、その点ははつきりいたしません。しかしけれ／＼が施行の期日を相当延ばすべきである。たとえば曆よります昭和二十八年四月一日といふようなことにこだわらずとも、延ばすべきだといふ觀念は、もし勧業銀行なり北海道拓殖銀行なりが、現在の銀行は預金銀行として存続させるが、別に長期信用銀行をつくりたいのだ。こういうような希望があつたいたしますならば、その方法として一番何がよいかを順次考えて行きますと、いろ／＼

な方法があります。たとえて申しますと、勧業銀行に対して、別にまた資本金五億円を越えます要件を持つておられますところの単なる普通銀行の設立を免許いたしまして、そりとしてまだ実施せられるまでは債券発行の能力が残つておるのでありますから、これに債券の発行を行いたさせる。しかも進んで預金部資金等をもつて、これはいわゆる金融債として消化して参りまして、そうしてこの法律を施行いたします場合においては、附則の規定におきまして移行を認める、こういうようなことをいたすためには、相当法律の公布から実施の期間を置くということが、妥当であるといりぐつになるのであります。こういう方法は一つの移りかわりのために考えられる構想であります。こういうことを、いやそういう新銀行は、商業銀行として残ろうとする銀行業銀行のほかに、もう一つの預金銀行としての設立は免許しないのだと、大蔵省が行政方針としまして決定いたしましたとするならば、この移りかわりの方法は運用されないことになる。しながら今日本の日本勧業銀行のほかに、もう一つ新勧業銀行と言つてもよろしい普通銀行を設立する。しかも債券を発行する法律の効果のある間に債券を発行する。しかもこれを預金部資金等によりまして消化せしめることを援助してやる。その銀行がかりに一月一日までにできましてそういう行動をする、こういうような取扱いができると、もう一月一日に長期信用銀行法が施行せられた場合に、ただちに移行さしてやる、そういう場合におきまして、今度は一月一日に長期信用銀行法が施行せらるるならば、非常にそこにうまみがあるうと思います。すでに前段の質問に

おきまして、紙の債券の承継というものが法律にはきめてありますけれども、事実上困難であるということは、政府御当局も認められたわけであります。法律的にも実際的にもこれは行わるべきではない。しかしこういうことも行われ得るということを規定してあるだけであるという御答弁でありますから、その点は満足したわけであります。従いまして、紙の債券の承継ができない。三百億からの債券を順次返して行かなければならぬ。そして返した後に普通銀行として発足できる現在の勘銀であります。しかも別に長期信用銀行を設立いたしまして、そして今までのお得意様に対します長期部門のサービスを続けて行こう、こういう構想があると昨日の参考人の意見の中から察知しました場合においては、ただいま私の申し述べましたような移りかわりの運用ということは、必至であろうと思います。従いまして、こういう場合に暫定的な新銀行を設け、それを附則の第二項でありますか、二項の規定によつて移りかわりをさせるという御用意があるかどうか。この点についてはつきりさせていただきたいと思います。

大銀行の店舗が並んでおるではないか、非常にむだであるというような意見も実は出でるわけあります。これらの方につきましては、私どもも十分その点には留意し、大都市銀行の大都市における店舗の配置につきましては、相當考えて参らなければならぬ点もござりますので、今絶対数としてこれはお約束はできないということを申し上げたので、これは有田さんにお答え申し上げたよろなところで、ひとつごかんべんをいただきたいと思います。

ありますから、説明の余地がある。しかし現在においてこれをうまく移行させようということになりますと、やはり普通銀行の免許を並列的に与えておいて債券を発行させ、そうしてこれを移行させて長期信用銀行とする、こういう方法がやはり一つの考え方としてよいことと、私はかたく信じておるのであります。私が事務屋として考えました場合、もしそういうことに認可を得なければならぬという法律があるならば、私はそれに對する認可の要件を具備いたしまして、大蔵省といえどもそうだと納得せしむるだけの材料を持つて申請するくらいのことはできると思う。それでありますから、こういう点は確定的には申されないにしても、大いにひとつ尊重していただきたいと思うのです。と同時に、問題になりますのは実施期日の問題であります。が、四月一日としたいといふのが私どもの念願であります。しかしこれはあくまでも固定的な意味を持つておるのではありません。それまでに準備がもつと早くできたらならば、そのときに実行してもさしつかえない。しかし今の段階では、大蔵省が何らかの適當な措置をとらない限りは、どうも三月三十一日までには準備段階がむづかしくなるうと私どもは心配しております。そんなことはないと仰せられるかも知れませんが、実情から見るとそろではなかろうかと思う。そらかといつて、一年と二年のを一年一ぱい置くということも、よい趣旨の法律を運営することができる、こう考えまして、実は同僚意味で好ましい方法ではない。だから四月一日より早い時期において実施するといふくらいのことはいたすべきである、こう考えまして、実は同僚

委員とも相談いたしまして、附則第一項を修正いたそうとする用意を持つておるわけであります。しかしながらこれはあくまでも移りかわりが田満に行きまして、早期に長期信用銀行なるものの発足ができれば、してやるべき問題ではないのであります。従いましてこの際大蔵当局としまして、実施期日については、一応目安として妥当であるうと考えられる昭和二十八年四月一日をめどといたしまして、それより準備が早くきて田満に行くなら、いつやつてくれてもさしつかえない。今日そのことにこだわるわけではありませんが、無理をしてまで四月一日より早くしない、こういうことをはつきり御言明いただいたならば、あるいはわれくの修正しようという希望も、行政に信頼いたしまして、そのままに見通すという場合もあるうかと思いますので、その点についてはひとつ責任のある御答弁をいただきたいのであります。

非常に円滑に切りかわりをやって行くための一つの有力な考え方であることは、先ほど申し上げた通りであります。そういうふうな観点から、具体的にそういうお申出がありました場合には十分好意的に考えて参りたい、かように考えております。

それから施行期日の問題であります。が、今お示しのように、私どもは無理をしてまでなるべく早く施行して参りたいと思ふのではあります。無理をしてまで四月一日以前に施行しようということは毛頭考えておりません。場合によりましては、あるいは準備がうまく行かない場合には四月一日といわば、あるいは五月になるかも知れません。その点についても毛頭考へておりません。場合によります。この点ははつきりここで申し上げます。この点ははつきりここで申し上げます。この点ははつきりここで申し上げます。この点ははつきりここで申し上げます。

○官憲委員 施行期日の点においては無理をしないということを申されましたので、私はそれを信頼いたします。従いまして、委員長もこの場合において責任を持てと、はなはだ押しつけがましいことではあります。責任を持たれまして、行政措置においてこの誓約に背反しないように、もはや免じて責任を持てと、はなはだ押しつけがましいことではあります。責任を持たれまして、必ずとがめ立てたすといふことの保証人になつてもらいたいと、ということをお願いいたしまして、長期信用銀行法に対しましては、相当長い時間私は質問をいたしておりますので、あと條文のことにつきましての質問は省略いたしまして、銀

行局長の言明と申しますが、それに百パーセントの信頼をいたしまして、質問を終ることにいたします。

○佐藤委員長 了承いたしました。次は深澤義守君。

○深澤委員 長期信用銀行に関する法案について、二、三の質疑をいたします。

第四條第二項に、大蔵大臣は長期信用銀行を免許する場合において、その免許を申請した者の人的構成及び事業取支の見込み云々とあるのですが、少くとも制度として確立したときに、その人的な構成が大蔵省の免許の対象になるということについて、われくは非常に了解に苦しむのであります。もちろん事業取支の見込みとか、経済金融の状況その他というようなことは了解できるのでありますから、その人的構成によって免許するしないといふ問題が出て来ることについては、どうも了解に苦しむ。この法案に載せてあるこの人的構成を免許の根拠にした理由は、一体どこにあるのか伺います。

○大木政府委員 現在普通銀行法における規定でも、やはり銀行をつくります場合に、大蔵大臣の免許を受ける必要があることになつております。普通銀行法は昭和二年の立法でございまして、当時の簡単なという趣旨から申しまして、免許をする要件が書いてありません。しかし現在御存じのように、一昨年以来地方銀行が今までに八行できております。その場合に免許に際しまして、一々審査をいたしているわけではありませんが、その場合の審査の要件は、ここにございますように、人的構成あるいは事業取支の見込み、あるいはその地方においてそういう銀行が必

要であるかどうか、名づけたことを十分に審査いたして免許いたしているわけであります。従いまして、この銀行の性格いたしまして、これは何と申しましても信用機関でございます。別に技術を持つてゐるわけでもございませんし、大きな資産があるわけでもございません。もつばら人間が信用を持つて運営するのが本質でございますので、普通銀行をつくります場合につきましても、その地方の名望家であります。しかも一般の信頼があり、金融に關しても十分の知識経験を持つていて、それを十分に勘案して、免許いたしてゐるわけであります。この長期信用銀行につきましても、その目的構成を勘案するということとは、別に大蔵大臣が認めるという意味ではございません。従いまして、民間の銀行でござりますれば、申請をして来られたときに、どういう人が首脳者になつて、どういう方方が經營されるかということを十分に見てこの免許をきめる、こういう意味であります。

持つのですが、その点もう一ぺんお聞きしたいと思います。

○大月政府委員 何分にも銀行ということになりますと、一つは信用を受けられる面がございますし、一つは信用を与える面がございます。信用を受ける面から申しますと、銀行といたしましては主として債券を発行いたしまして、お金を集めることになります。その場合に、その銀行に信用がなければ、引受けてくれるかどうかわからないといふ問題が起つて来るわけでござります。単に計数的に、これだけの債券によつてこれだけの金が集まるという計算が出たといつてしましても、ちようど魚がおつても、つれるかどうかという問題と同じでございまして、魚が食つてくれるようなえさをつけなければいかぬ、そういう意味におきまして、人間的要素というものは銀行において最も重要なものだと考えるのであります。これは信用銀行の問題だけではなくして、あらゆる金融行政のかなめになつておるかと存するわけでありまして、それも個人の好き嫌いとか、そういう意味ではございませんで、客觀的な社会的ないろいろな評価をもつて見るわけでございます。大蔵大臣と申しますが、はたしてこういう銀行の経営者として適当であるかどうかとございまして、しかもその選定いたしました人物、免許いたしました人物というものが、はたしてこういう銀行の第一の要件になるべきものだと考えております。

○深澤委員 もつと具体的につつ込

でお伺いいたしますが、人間にもいろ

いろあるのであります。あなたは今地

方の名望家と言わたが、名望家の中

にも、非常に人格高潔で、すべての人

が信頼し得るような人があるが、しか

人が多いのであります。ところが高利貸的な仕事をやつて、金はあるが、

まことに人格的に悪辣な人間もあるわけです。一体的構成の判断をする場合において、どこに基準を求めるかと

いうことが、私は相当問題になると思ひます。あなたの言つてゐる地方の名望家といふものは、人格の点において結構は判断するのか、それともその人の持つておる財産において判断するのか、どこに基準があるのか、その点を伺いたい。

○大月政府委員 この法律に基きます命令は、第十九條にござります手続だけございまして、運用上この法律が全部でございます。従いましても省令で書くといたしましても、今申し上げましたように人格とか、経験とか、あるいは資産だとか、そういう抽象的なものを書く以外に何も書けない

点を伺いたい。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点は、この前も御質問があつてお答えいたしました。あなたの言つておられるのは、農地が担保力を持つことは、金融の便宜のためには非常に都合がいいということだけははつきり言えます。しかし農地に担保力をつけることがいいか悪いかといふことは、農地制度全体の問題であります。

従つてその程度については、まだ政府

命令を出すということは考えておりません。

○河野(通)政府委員 その点もたゞたゞして免許することになると思ひます。もちろん信用のある機関でござりますので、人格の低劣な人であつてはならないことは当然であります。それで、人格の低劣な人であつてはならないことは、社会的基準を省令か何かできめることになります。従いまして先

のうういう基準を省令か何かできめることになるのではないかとおもいます。

○大月政府委員 現在の金融関係の立法におきまして、資産の條件をつけて

おるもののは全然ございません。

○深澤委員 先般も私は銀行局長にお聞きしたのですが、さらに官署

の場合は、たとえば個人の財産二百万円以上云々という基準もあつたよう

に、私は記憶するのですが、そ

ういう基準を省令か何かできめることになります。従いまして先

のうういう基準を省令か何かできめることになります。従いまして先

おりますので、当然農地の担保をどうするかという問題も、政府部内で話合

企業も無視しないと言われても、結局論としては大産業中心の長期資金に

なるといふように考えられるのですが、農地の担保の問題については、どういう措置を講ぜられるのか、その

点を伺いたい。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点は、この前も御質問があつてお答えいたしました。農地が担保力を持つたのですが、農地が担保力を持つことは、金融の便宜のためには非常に都合がいいということだけははつきり言えます。しかし農地に担保力をつけることがいいか悪いかといふことは、農地制度全体の問題であります。

従つてその程度については、まだ政府

命令を出すということは考えておりません。

○河野(通)政府委員 その点もたゞたゞして免許することになると思ひます。もちろん信用のある機関でござりますので、人格の低劣な人であつてはならないことは、社会的基準を省令か何かできめることになります。従いまして先

のうういう基準を省令か何かできめることになります。従いまして先

思いますけれども、財政その他の観点から、できるだけその軽重の度合いに応じて、財政資金の配分をいたしておるわけであります。これらの制度と相まって農業に対する金融は進められておる、かように御了承いただきたいと思います。

○深澤委員 銀行局長は農林漁業資金が農村へまわつておると言われるが、私はあの金では不十分だと思ひます。あの金は經營資金ではなくて、結局土地改良とか水路の設備であるとかいう設備に費される金です。現在農村で必要なのはやはり經營資金です。その經營資金が大きな問題なんです。かつての昭和初年の農業恐慌のときに、ほとんどがその農地を担保として金融を受けて、あの恐慌を切り抜けるべく、農民が非常に努力をしたという例があるのです。最近における農村恐慌が非常に深刻になりつつあるということは、現実の問題であります。従つて農林漁業資金の方では、当面の要求する經營資金、普通の事業で言う運転資金の方へは全然まわつて来ない。そこでどうあがちこれは全部反対ではないのであります。そういうものに長期信用銀行が十分役立てるものなら、われ／＼も地が担保にできない限りは、結局この長期信用銀行といふものは、あまり農村では役立たないといふ結論になつて来ますので、どうもわれ／＼農村の出身者といたしましても、そういう金融を欲しておりますがゆえに、長期信用銀行もそういう方面の仕事をやつてくれれば、という期待を持つておるので

ありますが、それができないとするところ、どうしても都市集中、そうして結局大産業中心の銀行になるという結論にならざるを得ないのであります。従つしやるが、あれは結局設備にまわるのであり、決して農業經營の運転資金にはまわらないのである。その經營資金を一体どうするかということが未解決の問題になつておるということでありまして、結局そういう結論から、このままにして、結局そないうちに貸して、農林関係の經營資金を長期に貸し得るよな道が必要ではないか、といふふうに、金額的に十分であるかどうかの点につきましては、いろいろ御意見もあるかと思ひますけれども、私どもはそういうルートでもつて、できるだけ農家の金融の道、ことに運転資金、短期運転資金の道をつけて参りたい、かようになっておる次第であります。

○佐藤委員長 次に委員長から政府当局に対して資料の要求をいたしておきます。すなわち昭和二十七年度国際收支見込み、第一に貿易収支、ドル闊、ボンド闊、オーブン・アカウント闊別。第二に貿易外取支、駐留軍関係、朝鮮特需関係、日米経済協力関係、東南亞開発関係、その他。第三に以上の合計。その資料の御提出をお願いいたします。

○河野(通) 政府委員 農家の經營資金につきましては、運転資金と申しましても、固定的な運転資金あるいは短期の運転資金もござります。經營資金につきましては、あるいは農業手形でありますとかその他の制度及び一般の金融機関、あるいは農協、信連、その他の機関を通じても金融の道はつけられております。ことに農業手形等は、御承知りしない点があるのあります。長期信用銀行がこれを行います場合におきましても、なか／＼觀念がはつきりしまして、なかなか農業手形等はなくて、むしろ資本的な意味における固定的な運転資金を考えておるわけではありません。今お話をのような普通の経